

上田市・青木村地域公共交通利便増進実施計画(概要)

新規（令和7年9月認定）

上田市・青木村では、公共交通ネットワークの維持及びサービスレベルの確保のため、

- 効率性や地域ニーズを反映した**地域公共交通ネットワークの再編、ゾーン制運賃の導入やキャッシュレス化の推進等による公共交通利用環境の改善**により、**地域住民や観光客双方の利便性向上**を図る。
- また、市とバス事業者の間で5年の運行協定を締結し、バス事業者への公的支援を拡充することで、**交通事業者の経営基盤強化**を図り、**地域公共交通の持続可能性の向上**に繋げる。

事業の内容

① 地域公共交通ネットワークの再編

【法第2条13号イ（1,2）、ロ（2）、ハ】

（傍陽線、菅平高原線、真田線、塩田線、久保林線、祢津線、鹿教湯線、青木線等）
市内バス路線について、折り返し重複区間の解消や、地域ニーズを反映したルート変更（多くの商業施設や病院等への乗り入れ・観光客の多いエリアへの延伸・交通結節点である上田駅を始点とする等）を実施。

また、増便やパターンダイヤ化により利用しやすいダイヤ設定を実施。

② 公共交通利用環境の改善

【法第2条13号ロ（1）、ハ】

市内バス路線について、ゾーン制運賃（初乗り100円、ゾーン跨ぎ100円）を導入する。併せて、チケットQRの共通化や利用者に分かりやすいバス路線図・時刻表の作成、GTFSの整備を実施。

③ 交通事業者の経営基盤強化

【法第2条13号ハ】

市とバス事業者の間で5年の運行協定を締結し、バス事業者への公的支援を拡充。

事業の効果

・地域公共交通の利便性の向上

地域ニーズに応じたルート変更、ゾーン制運賃の導入やキャッシュレス化の推進により、地域住民や観光客の利便性が向上。

・地域公共交通の持続可能性の向上

市とバス事業者間で5年の運行協定を締結し、バス事業者への公的支援を拡充することで、長期安定的な交通サービスを確保。

・作成自治体：長野県上田市、青木村

・事業実施区域：上田市及び青木村の全域

・事業実施予定期間：令和7年10月～令和12年9月

再編後の地域交通ネットワーク

